賃貸経営で満室を維持するための アパートマンション館株式会社

第 6 巻 10 号 (通算 70 号) ■発 行 日 ;2018.6.10

■発 行 所 ;アパートマンション館株式会社

茨城県取手市取手2丁目2-7 http://www.apa-to.co.jp/

■発 行 人 ;宮内広明 TEL:0297-72-1181

| 今月のトピックス | ●賃貸経営塾

「管理責任のない仲介会社との付き合い方」

大きな失敗をしてしまった「大型物件初心者」の大家さんに学ぶ

賃貸経営の上で「困った入居者さん」に 悩まされている大家さんは多いと思います が、反対に、大家さんが原因となって「入 居者さんを困らせる」という事態が起こる ことがあります。滅多にないケースですが、 「そういう事例もある」ということを紹介 させていただきます。

管理会社とは別の仲介会社に募集を・・

Aさんは、不動産の勉強をして所有物件 を少しずつ増やそうとしている、いわゆる 投資家大家さんです。ある時Aさんは、郊 外に築古のファミリー物件を購入しまし た。とある企業の社員寮が解約となり、全



部屋が空室とな ってしまったそ の物件を、金融 機関の勧めで購 入したもので、 Aさんにとって は初めての大型 物件です。管理 会社とも契約し

たのですが、20世帯以上もある空室を早く 満室にするために一社の募集では不安と感 じたAさんは、同じ不動産投資をしている 仲間の勧めで自分でも不動産屋さん回りを 始めました。すると、回った先の仲介専門 の不動産屋さんに、「管理会社を通さないで 直接契約させてもらえるならお客さんを紹 介する」と言われたのです。管理会社の担 当者に話したところ、「仲介しかやらない会 社に直接客付けを依頼すると、入居者の質 が下がる可能性がありますよ。管理会社が 入っているのに直接契約をしようとする仲 介会社さんは、あまり良い会社ではないと 思いますけど。」と難色を示されました。し かし、早く満室にしたい一心のAさんはそ の仲介会社に客付けを依頼してしまいまし た。管理会社からは「これだけの空室を1 ~2ヶ月で満室にするのは難しいですし、 いまのペースでも順調に決まっている方だ と思いますが、Aさんがその会社にも依頼 したいと仰るなら仕方ありませんね。でも、 私たちが入居審査も契約もタッチしないお 部屋の責任は取れません。」と釘を刺されま した。

それが連続トラブルの始まりだった

仲介会社はその言葉通りに、すぐに一部 屋を決めてくれました。Aさんは喜びまし たがそれもつかの間、何とその部屋の入居 者さんに対し近隣の部屋から苦情が入り始 めたのです。夜中に友人を呼んで飲み騒い でいる、駐車場に勝手に友人が車を駐める、 ごみの分別をしないし収集日を守らない、 などの苦情です。客付けをした仲介専門の 不動産屋さんは、「当社は仲介だけで管理し

ていませんし、入居審査は大家さんにお任せしましたので、そこまで責任は負えません」と真剣に対応してくれません。管理会社に相談してみても、「うちが契約してる入者さんに直接入ってもおっては対応出来ません。」と言われていました。当初から知りません。するという電話を出したり電話をしたりしたるとまたのではよってもしばらくいまたではないました。とれていたのではよってもしばらくいまたではなってもしばらくいりまたではないました。

入居者の管理責任を持たない会社に仲介を頼むと入居者の質が下がる、ということを身を以て体験したAさんは、これ以上退去者が増えたらどうしようかと心配の日々を送ることになりました。

共用部の電気を止められる、という事態に

そしてそうこうするうちに、なんと次の 悲劇がAさんを襲ったのです。管理会社からかかって来た一本の電話で、大家さんと してはやってはならないミスが発覚したの です。その電話とは、「共用部の電気代が数 ヶ月支払われていないので共用電気が止め られてしまった」という内容でした。この 物件は給水ポンプが止まると断水するらし



た。当然督促状が来ていたはずですが、A さんは節税のためにいくつかの法人名義さ 不動産を所有しており、この物件のお当れる 人の住所が、倉庫代わりに使っていをが、督促れていたため、督促状の 件の101号室になっていたため、督していたのでも とこに投函されてしまっていたのでも して、いきなり断水すると社から全世帯 とこれていたのです。ご丁寧にA 惑がかかるためか、電力会社がこ 手紙が送られていたのです。 が出ていたの実名入りで、物件所有者が共用部 気代を支払っていないた。 それを見た 入居者さんたちがビックリして、次々に管 理会社に電話をかけて来た、と言うのが事 の真相でした。中には「こっちは家賃も共 益費もちゃんと払っているのに、大家が電 気代を滞納するなんてとんでもない!」と 怒っている方もいます。管理会社を通じて 入居者さんに事情を説明し、すぐに電気代 も支払ったので断水は免れましたが、ファ ミリー物件なので奥様たちの噂が早く広が って、「ここの物件の大家さんは困った人 だ」というイメージが付いてしまったそう です。電気が止まりそうになったことで、 Aさんの財務状況まで疑われ、「差し押さえ になるかもしれないから早く退去した方が いい」という噂まで流れる始末です。一度 こうなってしまうと悪いイメージはなかな か払拭出来ないのか、以降も入居より退去 の方が先行して、一度も満室になっていな いそうです。

入居者さんは常連客と同じ、という教訓

大家さんと管理会社で交わす賃貸管理契約は、入居募集は「管理会社に一任する」



ルが起こる可能性が大いにあります。空室を早く決めたいのなら、管理会社を通じて 近隣の不動産会社に紹介依頼を流すのが正 しい手順でした。そして、大家さんから相 談された管理会社も、毅然とした対応で大 家さんの考えの過ちを指摘して説得するべ きだったと思います。

毎月家賃を支払って下さる入居者さんは、 普通の商売で言えば常連客のようなもので すから、その信頼を損ねないようにするの が「最も大切だ」という教訓を学んだAさ んでした。



Vol.1 空室対策で必要なこと

今月から本誌にコラムを連載させていただく司法書士の太田垣章子と申します。「滞納による明け渡し訴訟」を専門に手がけて、2000人以上の大家さんの相談を処理させていただきました。その現場体験から得た知識や知見をお伝えしてまいります。今回のテーマは「空室対策で必要なこと」です。

春の入退去がひと段落したところでしょうか。ひと昔前は入居者負担で原状回復をしてもらえたので良かったのですが、今や退去があると家主さんは大変です。すぐに空室が埋まればいいですが、空室期間が長引いてしまうと死活問題にも発展しかねません。ここで大きなポイントがあります。

賃貸経営を考えるとき、クレームもなく一日でも長く住み続けていただくことが、一番の安定経営となります。退去に慌てるより、いまお住まいの入居者の方々に、どれだけ喜んでいただいているか、ということを考えられたことがあるでしょうか。

ある家主さんはこんな工夫をしました

その方は、毎月家賃のお支払いが確認で きたら「今月もお家賃ありがとうございま した。よろしければお使いください」とい うメッセージと、その地域で販売している ゴミ袋を各戸にポスティングします。そう することで滞納もなくなり、ゴミ袋を利用 してゴミ捨てしてくれるので、ゴミステー ションも綺麗になって長期入居者が増えた ということでした。この発想は、100円の 物をお店で買っても「ありがとうございま す」と言ってもらえるのに、何万円も家賃 を払ってもらっている家主がお礼を言わな いのはおかしいのではないか、という疑問 から生まれたそうです。普段「当たり前」 と思っていたことも、入居者の立場で考え てみると違うことも多々あります。視点を 入居者に向けてみることで新たな発見がま だまだあるかもしれませんね。

また更新ごとに、入居者にプレゼントをする家主さんもいらっしゃいます。更新の回数ごとに、プレゼントは豪華になっていきます。それでも退去されるより「ずっとお得だ」と家主さんは言います。

空室対策とは入居者さんに喜ばれること

「空室対策」という言葉をよく使います が、今の入居者の方々に喜んでいただくこ とを考えていけば、おのずと空室を埋めるうにとないではないではない方々とない方々とない方々とない方々とない方々とない方々とないの人居者の人居者の人居者ないの人居者ないの人居者ないの人居者ないのようなととさいて、どうないをしますが、おいいのような人居者にはいいないがでしょうか。

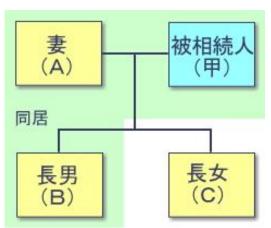
クレームを「リクエスト」と考える

クレームも面倒だと嫌がる家主さんもい らっしゃいますが逃げてはいけません。 クレームではなく、入居者のリクエストだ と受け止めましょう。クレーム対応ではな くリクエストに対するサービスだと思えば、 気持ちも前向きになりますね。人は後ろ向 き作業からは、いいアイデアも生まれてき ません。そんな努力をし続けていても、退 去の方が出るのは仕方がないことです。こ の場合には、なぜ転居されるのか、しっか り理由を聞きとりましょう。管理を依頼し ているなら管理会社に聞いてもらいましょ う。解約通知書に記載してください、とい うだけでは書いてもらえないかもしれませ ん。直接意見を聞ける絶好のタイミングで すので、退去立ち会いの担当の方に、ここ はしっかりヒアリングしてもらいましょう。 「宅配ボックスがなかったから」そんな理 由もあるかもしれません。他の入居者も、 同じことを不満に抱いている可能性があり ます。少しでもアンテナを張り、次の転居 者を出さない工夫に目を向けてみましょう。

> 章 (あや) 司法書士事務所 代表 司法書士 太田垣章子



税理士による相続税調査の実体験シリーズ(4)



亡くなられた甲さんは、妻のAさん、長男のBさんと暮らしていました。10数年前に某金融機関を退職されてからは、先適されてが終するした。ながほからは、長女のCした。ながまずでをでいまがでで、長男したのでで、長男したのかました。がは全く知の申告を、Aさんが金のよけを基に長男のBさんが金のよけを基に長男のBさんが金のようながら進めました。土地の評価は有利な方と確に、預貯金の計上漏れもないと確にを持っていました。

ある日、私(税理士)宛てに税務調査の 通知がありましたので、AさんとBさんと 3人で調査前の打ち合わせをしました。 確認を終えたあとに、「何も悪いことをして いる訳ではないのですから、心配しないで ください。」と安心していただき、そして、 調査の日を迎えました。

調査官は、亡くなられた甲さんの過去の経歴等を質問した後、「これから相続税の申告内容の調査をさせていただきますが、もし、申告漏れなど気づいたことがあるようでしたら、事前にお申し出てください。」とAさんを名指しで尋ねてきました。

私は、(あれ、何かあるのかな?)と、ふと、 不安になりましたが、Aさんは、表情を変 えずに黙っていました。 すると調査官は、「亡くなられた甲さんが 退職された際に4,000万円の退職金を 受領されていますが、同時期に妻のAさん 名義、長男のBさん名義、長女のCさん名 義の定期預金が1,000万円ずつ作られ ていますね。これはどのような内容で立 か?」と質問してきました。その場にろ、す かっていた長男Bは驚いて、「おふくろ、さんなことがあったの? 僕は知らなかった よ。」と不満をあらわにしました。Aさんは、 二人の子供に内緒で定期預金を作ってしょ それを二人に知られたくなかったのでしょ う。





当然のように申告漏れとなり、改めて遺産分割協議書を作成し、各々1,000万円での取得することになりましたが、Aさんについては「重加算税」の対象となってしまい、配偶者の税額控除の特典も使えませんでした。申告前に私(税理士)に開示してくれていれば、少なくとも「重課対象」になるようなことはなかったですし、長男となりました。どんな事態でも、税理士には本当のことを打ち、税理士には本当のでように、税務署は10数年前の預貯金の動きもつかんで来るのです。

さて、一口に税理士と言っても得意分野は様々です。私の知り合いには管理会社さんも多く、このような相談を持ち込まれるケースが増えていますので、相続や資産税に強い税理士へのセカンドオピニオンを試してみるのもお勧めです。

税理士 谷口賢吉